

徳島県告示第四百三十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年八月二十二日から同年十二月二十二日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和七年八月二十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
新日本橋通商株式会社	東京都中央区新川二丁目二七番一号	橋爪 栄
株式会社ワークマン	群馬県伊勢崎市柴町一七三二番地	小濱 英之

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン上板

所在地 板野郡上板町椎本字中ノ内三

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
新日本橋通商株式会社	東京都中央区新川二丁目二七番一号	橋爪 栄

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
新日本橋通商株式会社	東京都中央区新川二丁目二七番一号	橋爪 栄
株式会社ワークマン	群馬県伊勢崎市柴町一七三二番地	小濱 英之

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目三番五二号	平尾 健一
株式会社西松屋チエーン	兵庫県姫路市飾東町庄二六六番地の一	大村 浩一
株式会社池田時計店	徳島市新町橋二丁目二一番地	吉村 俊哉
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号	矢野 靖二
有限会社みやたけ呉服店	板野郡板野町大寺字亀山西一六六番地二	宮武 眞佐子

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名

株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目二番一号	山口 普
株式会社西松屋チエーン	兵庫県姫路市飾東町庄二六六番地の一	大村 浩一
株式会社池田時計店	徳島市新町橋一丁目一一番地	吉村 俊哉
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号	矢野 靖二
株式会社ワークマン	群馬県伊勢崎市柴町一七三三番地	小濱 英之

4 変更年月日

縦覧に供する届出のとおり

二 届出年月日

令和七年七月二十四日

三 届出の縦覧

- 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び上板町産業課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

- 縦覧の期間 令和七年八月二十二日から同年十二月二十二日まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

- 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課創業・経営支援担当

電話番号。八八―六二―二三六七

- 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

- その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び上板町産業課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。